人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）に基づき、人事院規則一〇―五（職員の放射線障害の防止）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和二年四月一日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則一〇―五―一一

人事院規則一〇―五（職員の放射線障害の防止）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一〇―五（職員の放射線障害の防止）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分があるものは、これを当該傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（職員の実効線量及び等価線量の限度）	（職員の実効線量及び等価線量の限度）
第四条　（略）	**第四条**　（略）
2　各省各庁の長は、管理区域内において業務を行う放射線業務従事職員の等価線量が、次の各号に掲げる組織等の区分に応じ、当該各号に定める限度を超えないようにしなければならない。	2　各省各庁の長は、管理区域内において業務を行う放射線業務従事職員の等価線量が、次に掲げる限度を超えないようにしなければならない。
一　眼の水晶体　前項第一号に規定する五年ごとに区分した各期間につき百ミリシーベルト及び一の年度につき五十ミリシーベルト	一　一の年度の等価線量の限度　眼の水晶体については百五十ミリシーベルト、皮膚については五百ミリシーベルト
二　皮膚　一の年度につき五百ミリシーベルト	（新設）
三　妊娠中の女子の腹部表面　二ミリシーベルト	二　妊娠中の女子の腹部表面の等価線量の限度　二ミリシーベルト
（特例緊急被ばく限度）	（特例緊急被ばく限度）
第四条の三　男子職員又は妊娠する可能性がないと診断された女子職員であつて、統括原子力運転検査官又は原子力運転検査官であるもの（原子力規制委員会委員長が指名する者に限る。第四項において「統括原子力運転検査官等」という。）が緊急作業に従事する場合であつて、その事故の状況その他の事情を勘案し、実効線量の限度について前条第一号の規定によることが困難であると人事院が認めるときは、同号の規定にかかわらず、当該緊急作業の期間中の実効線量の限度（以下この条において「特例緊急被ばく限度」という。）は、百ミリシーベルトを超え二百五十ミリシーベルトを超えない範囲内で人事院が定めることができる。	**第四条の三**　男子職員又は妊娠する可能性がないと診断された女子職員の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第六十七条の二に規定する原子力保安検査官（原子力規制委員会委員長が指名する者に限る。）が緊急作業に従事する場合であつて、その事故の状況その他の事情を勘案し、実効線量の限度について前条第一号の規定によることが困難であると人事院が認めるときは、同号の規定にかかわらず、当該緊急作業の期間中の実効線量の限度（以下この条において「特例緊急被ばく限度」という。）は、百ミリシーベルトを超え二百五十ミリシーベルトを超えない範囲内で人事院が定めることができる。
2・3　（略）	2・3　（略）
4　特例緊急被ばく限度に係る緊急作業については、統括原子力運転検査官等以外の者に従事させてはならない。	4　特例緊急被ばく限度に係る緊急作業については、第一項に規定する原子力保安検査官以外の者に従事させてはならない。
5　（略）	5　（略）
（職員の線量の測定）	（職員の線量の測定）
第五条　（略）	**第五条**　（略）
2　前項の外部被ばくによる線量の測定は、職員が管理区域に立ち入つている間、継続して、次に定めるところにより行わなければならない。	2　前項の外部被ばくによる線量の測定は、職員が管理区域に立ち入つている間、継続して、次に定めるところにより行わなければならない。
一　測定は、一センチメートル線量当量、三ミリメートル線量当量及び七十マイクロメートル線量当量のうち、実効線量及び等価線量の別に応じて、放射線の種類及びその有するエネルギーの値に基づき、適切と認められるものについて行うものとすること。ただし、中性子線については一センチメートル線量当量を、次号ハに掲げる部位については七十マイクロメートル線量当量を測定すること。	一　測定は、一センチメートル線量当量及び七十マイクロメートル線量当量（次号ハに掲げる部位については、七十マイクロメートル線量当量に限る。）について行うものとすること。ただし、中性子線については、一センチメートル線量当量を測定すること。
二　（略）	二　（略）
3　前項の規定にかかわらず、眼の水晶体の等価線量を算定するための線量の測定は、眼の近傍その他の適切な部位について三ミリメートル線量当量を測定することにより行うことができる。	（新設）
4　（略）	3　（略）
5　前各項に規定する測定並びにこれらの測定の結果に基づく実効線量及び等価線量の算定は、放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号。以下「放射性同位元素等規制法」という。）第二十条の規定に基づいて定められる技術上の基準によつて行うものとする。	4　前三項に規定する測定並びにこれらの測定の結果に基づく実効線量及び等価線量の算定は、放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号。以下「放射性同位元素等規制法」という。）第二十条の規定に基づいて定められる技術上の基準によつて行うものとする。